

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	平 成 3 0 年 8 月 3 1 日 (金 曜 日)		開 議	午 前 1 0 時 0 0 分
			閉 議	午 前 1 1 時 5 7 分
出 席 委 員	◎ 福 井 ○ 平 本 小 川 田 中 齊 藤 藤 本 木 曾 西 口 < 湊 議 長 > < 小 松 副 議 長 >			
執 行 機 関 出 席 者				
事 務 局 出 席 者	片 岡 事 務 局 長、山 内 次 長、船 越 副 課 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、池 永 主 任、山 末 主 事			
傍 聴	可	市 民 0 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 0 名 (-)

会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

[福井委員長 開議]

[事務局長 日程説明]

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

○第1条

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 対象外、緑風会 A、共産党 A、公明党 対象外、無会派 対象外)

<福井委員長>

条文は「市民福祉の向上」となっているが、議長が指摘されたように「市民福祉の増進」とすることについて意見はないか。

<木曾委員>

趣旨に変わりはない。自治法に規定されているのであれば、そのようにしてはどうか。

<齊藤委員>

牧瀬先生の話聞いてからは、市民に話をするときに「市民福祉の増進」と説明している。異論はない。

<藤本委員>

文言の変更について、何ら問題はないと考える。

<田中委員>

地方自治法に合わせるのが適正であれば、そのようにすればよい。

<木曾委員>

目的としてはこれでやってきており、結果としては達成している。

<福井委員長>

条文は「市民福祉の増進」に改正する。検証結果は「達成」とし、今後の方向性は「条項改正」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、条項改正]

○第2条第1項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 対象外、無党派 対象外)

<藤本委員>

評価の対象ではないと考え「対象外」とした。

<福井委員長>

検証結果は「達成」、今後の方向性は「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第2条第2項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 対象外、無党派 対象外)

<福井委員長>

検証結果は「達成」、今後の方向性は「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第3条第1号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 B、無党派 対象外)

<藤本委員>

公平性の確保は永遠に追及していくものであり、達成できたものではないと考える。
さらにレベルを上げていくという立場からB・一部達成とした。

<福井委員長>

Bにしておく、現状において問題があるとされかねない。

<西口委員>

やってきた現状を見ると「達成」でいいのではないか。

<福井委員長>

検証結果は「達成」、今後の方向性は「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第3条第2号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無党派 対象外)

<福井委員長>

第3条第2号に係る条文の具体的取組としてはBと評価した項目もあるが、検証結果は「達成」、今後の方向性は「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第3条第3号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無党派 対象外)

<福井委員長>

検証結果は「達成」、今後の方向性は「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第3条第4号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 対象外)

<福井委員長>

検証結果は「達成」、今後の方向性は「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第3条第5号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 対象外)

<福井委員長>

検証結果は「達成」、今後の方向性は「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第4条第1号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 対象外)

<福井委員長>

検証結果は「達成」、今後の方向性は「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第4条第2号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 対象外)

<福井委員長>

検証結果は「達成」、今後の方向性は「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第4条第3号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 対象外)

<福井委員長>

検証結果は「達成」とする。また、条文の「市民全体の福祉の向上」という部分を「市民全体の福祉の増進」とし、今後の方向性は「条項改正」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、条項改正]

○第5条第1項・第2項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無党派 対象外)

<福井委員長>

検証結果は「達成」、今後の方向性は「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

10 : 31

2 議会基本条例の検証結果及び検討について

(1) 各条項の評価結果の確認 (第5条の2 - 第24条)

<福井委員長>

条文の改正を伴うものを最初に議論するようにしている。本日はできるところまで協議していきたい。

○検討事項及び特に意見を付した事項

<No.1 > 【議会報告会】

[議事調査係長 説明]

[小川委員 (広報広聴会議委員長) 説明]

・広報広聴会議においては、「・・・、議会報告会を毎年開催するものとする」という条文の内容を改正すべきという意見であった。

<西口委員>

流山市議会や所沢市議会のように、「議会報告会を行うものとする」としてはどうか。

<藤本委員>

「議会報告会を行うものとする」とすればよい。議会報告会の手法や実施回数は、広報広聴会議で決め、条例に規定する必要はない。

<藤本委員>

「議会報告会を行うものとする」とすることでよい。

<田中委員>

「必要に応じて」という文言を入れるかどうかだと思ふ。

<福井委員長>

「議会報告会を行うものとする」とするのであれば、必要に応じてというニュアンスがあると思う。

<齊藤委員>

「毎年」を外すので、「必要に応じて」は入れる必要はない。

<福井委員長>

「議会報告会を行うものとする」という条文に改正することとする。

—全員了—

<No.2 > 【政務活動費】

[事務局長 説明]

<福井委員長>

今後どのようにしてくのかを、ここで協議すればよいと考える。ホームページで公開するかどうかということが、そもそもの話である。政務活動費の額を上げるという議論もあるが、政務活動費の規定を大きく変えることになるので、そこまでの検討は恐らくできないと考える。

<田中委員>

市民に誤解を招く恐れがあるから、公開しないとしているのが現状である。しかし、きちんとした基準を作れば、公表しても問題はないと考える。

<福井委員長>

ホームページに必ず公開しなければならないものではないかもしれない。ただ、ホームページに公開している市町村はふえてきているのは事実である。

<木曾委員>

夕食は概ね5千円以内、昼食は概ね2千円以内という金額は、基準をつくったときに、亀岡に合うだろうということであった。それが今はだめだということであれば、違う観点で考えていかなければならない。基準を決めれば問題ないと思う。

<福井委員長>

食事代を出すことは、地方自治法上はどういうことだとされているのか。

<事務局長>

職員等の旅費に関する条例では、食事代については定額としている。その範囲内であれば認めるということになる。政務活動費については、定額ではなく実費が原則という地裁の判例がある。基本的な考え方としては、調査研究に行った所で、誰かと会議をする中で食事をする場合は認められるが、それ以外は社会通念上認められにくいという内容の資料を付けているのでご覧いただきたい。亀岡市議会では、現在、食事代の領収書を情報コーナーで公開している。

<齊藤委員>

民間の会社でも宿泊する際の額が決まっている。宿泊料も食事代も会社から定額で出る。その範囲において、自分でどこに泊まるか等を決めている。夕食の5千円は、一般的には高いと思う。会社の規則で決まっている枠がある。田中委員が言われているように、基準を決めて公開してもよいと思う。視察に行って食事をしないということにはならない。

<福井委員長>

例えば、安い新幹線のチケットを買い、定価を請求した事例が裁判となっている。これは当然だめなことである。

<藤本委員>

規定で上限を設け、インターネットで公開しても問題はない。食事代を決めておけばよい。会派の視察だけ食事代を外し、常任委員会等の視察の食事代が出るのはおかしい。規定を守れば、公開しても何ら問題はない。

<木曾委員>

何をもって政務活動費の食事代はだめなのか。行動も制約されてくるのではないか。あまり神経質になる必要はないのではないか。委員会の視察は、旅費に関する条例に基づき、公費で行っているので問題はないが、政務活動費はどういう位置づけであるのか。これは公務ではないのか。公務でなければ、政務活動費が使えなくなるのではないかと心配する。何か聞かれても、それに耐え得るようにしておけばよいのではないか。

<齊藤委員>

会社では仕事で出張に行けば手当が出るが、それを活動経費としている。その手当

がないということとして考えればよいのではないか。

<福井委員長>

現状では、領収書を市民情報コーナーで公開しており、このまま出してもよいという議論もある。

<藤本委員>

会派で検討して決めるのがよい。

<福井委員長>

「議会は、政務活動費の用途について公開しなければならない」という条文が議論の基である。公開することだけが目的ではなく、それを含めてどう対応するかということで、会派に持ち帰り検討してはどうか。

<木曾委員>

政務活動費で食事代を出してはいけないということになっているのか。

<事務局長>

法律自体に食事代は出してはいけないということは明確にされていない。長崎地裁の判例では、出してはいけないということであった。調査研究費の主な例としては、旅費等となっている。定額給付はだめであり実費となる。実費に食事代が含まれるかということ、調査研究費には明確にされていない。

<藤本委員>

宿泊料の中に食事代は含まれているのではないか。しっかりとルールを決めて、公開すべきである。

<木曾委員>

議員の身分を軽く考えているから、こうなっているのではないか。職員が出張する際には旅費が出る。議員だけがその用途をチェックされているのはいかがか。これまで食事代について市民から指摘されたことはない。

<西口委員>

5千円は一般的には高いとみられる額ではないか。例えば、3千円にするということも考えてはどうか。理解をしてもらえる数字にしておけばよいのではないか。

<木曾委員>

5千円は上限であるが、実質的には上限まで使っているものではない。宿泊も含めた中で、食事代の上限は5千円としているものである。

<事務局長>

これは定額給付の考え方のことである。これについて、全国市議会議長会に問い合わせた結果、定額給付は好ましくないとのことであり、実費が原則になる。そうなれば、食事代も実費に含めるという考え方になる。今までどおりとすることも考えられる。

<木曾委員>

定額給付をしないとした場合どうなるのか。

<事務局長>

宿泊料の上限額は、費用弁償等に関する条例に基づく額となる。

<木曾委員>

定額の上限を決めているのであれば、結局は定額支給となり、領収書だけは実費分としてつけることになるのではないか。必要な経費は要る。領収書をつけて上限の範囲の中で運用することとなるのか、各会派に持ち帰り議論しておくべきではないか。

<事務局長>

領収書を公開している西宮市、南丹市のホームページを確認したところ、宿泊料の領収書のみを公開されていた。上限額の定まった分の領収書を公開している。

<藤本委員>

多額の政務活動費を支給している議会から疑念が出てきている現状がある。

<福井委員長>

会派に持ち帰ることとする。総合的に考えていただきたい。11月までに決められなければ、検討を来期に議論を持ち越すこともある。

<No.3> 【予算・決算審査のあり方】

[事務局長 説明]

<福井委員長>

予算・決算常任委員会とする議論もあるが、そうすることになると委員会条例等も改正する必要があるが出てくる。

<藤本委員>

第10条の条文は、「市民福祉増進」と改正すればよい。

予算審査のあり方について、常任委員会にするのが難しいのであれば、今後の方向性はそうすることとしておき、予算は決算と同じ審査体制で実施することとしてはどうか。

<木曾委員>

予算と決算は連動しており、同じ委員が審査し、全員が関わるのが大事である。

<西口委員>

同じ意見である。一足飛びにはいかないが、分科会方式で進めていくことでよいのではないか。

<田中委員>

予算審査は、決算審査と同様にすればよい。

<事務局長>

メリット、デメリットがある。予算審査を分科会方式にすると、委員会所属の分野しか審査に加わることができなくなる。所管以外のことも把握していただければよいという考えもある。

<福井委員長>

そのことをわかった上での議論となる。半数ごとに予算審査するという意義もある。常任委員会化はまだとしても、会派に持ち帰ることとしたい。

<No.4> 【政策研究会】

<藤本委員>

政策研究会の活動費用として、議会費で別途措置されているのか。

<福井委員長>

現行方式は政策研究会の活動に、政務活動費を充てることとしている。その前は自費で活動していた。改正して政務活動費を充てることとしたが、現状では政策研究会は立ち上がっていない。

<藤本委員>

正式に立ち上がった政策研究会であれば、議会費で措置することが必要なのではないか。政務活動費であれば、基準がばらばらであり収支報告が大変になる。

<福井委員長>

現状の政策研究会でよいかということも合わせ、会派で検討いただきたい。

<木曾委員>

何かを探して政策研究会を結成するのではなく、課題が出てきたときに結成することとすれば、各会派が理解できるものになるのではないか。

<福井委員長>

議会運営委員会で政策研究会を結成するという依頼があった場合にも、活動できるようにしてはどうかという意見だと理解した。今の政策研究会は、実際には政務活動費を使いづらい形態となっている。

<No.5-②>【委員会資料のHP掲載】

<福井委員長>

事務局としても、できる限り対応しているということであるがどうか。

<議事調査係長>

委員会の途中で資料請求されたもの1枚であっても、ホームページには掲載している。このような指摘をされたり、漏れのないように対応していきたいと考える。

<福井委員長>

できる限り対応してもらいたい。

<No.5-③>【委員会の会議録】

<福井委員長>

委員会の会議録については、執行部の説明まで記載するととなると、膨大な量になる。そこまでの必要はないのではないか。

<事務局長>

執行部の説明まで会議録を掲載するととなると、予算や労力の面で大変厳しい。

<木曾委員>

第18条の事務局の機能強化ができていないのに、執行部の説明まで会議録を掲載するのは難しい。これを合わせて考えていくべきではないか。

<福井委員長>

そのように取扱うこととする。

<No.5-④>【討論内容の充実掲載】

<福井委員長>

フェイスブックは、議員が記事を書いて掲載している。討論内容を詳細に掲載した場合、議会運営委員会等に諮ることとなり、タイムリーに活用できなくなる。

<小川委員>

フェイスブックは現状の運用でいきたい。

<藤本委員>

客観的な議論内容を掲載することでよい。

<福井委員長>

これまでどおりの運用とする。

<No.6>【多様な意見交換の場】

<福井委員長>

広報広聴会議で検討いただきたい。

<小川委員>

今後、広報広聴会議で検討したい。今期の内に検討できなければ、来期において検

討したい。

<No.7> 【タブレット端末】

<福井委員長>

来期の議会活性化で、引き続き検討することを確認しておく。

<No.8> 【事務局の強化】

<福井委員長>

今後も議会として要望することを確認しておく。

<No.9> 【議員報酬】

<福井委員長>

来期において検討することを確認しておく。

3 その他

(なし)

11 : 57